未払い賃金の支給に関する項目

非常勤講師の方の報酬については、勤務した授業時間数に応じた報酬額を支払うことが基本であると考えている。

平成２９年度の非常勤講師の方について、労働条件明示書と異なる働かせ方をさせていたことなど不適切な点があったことから、改めて和泉支援学校に対して、任用しているすべての非常勤講師の授業時間数を確認し、その授業時間に応じた報酬を支払う手続きを進めるよう指示したところ。

平成２８年度の報酬については、非常勤講師の全体の業務量を踏まえて、授業１コマの時間数が５５分以上６０分未満の３，１５０円としており、それぞれの授業時間によって報酬の高い・低いがある状況となっている。

未払い賃金の発生に関する項目

平成２９年度の非常勤講師の方の報酬について、勤務した授業時間に応じた報酬額を支払えていなかったことについて謝罪する。

休憩時間に関する項目

非常勤講師の方の授業時間については、労働条件明示書の授業割振り表に記載された授業の時間数となっており、その時間数を勤務していただくことが基本と考えている。

年度途中に、授業割振り表の授業時間とは異なる勤務時間を命じることは不適切であることから、学校長を指導した。

授業終了後については、常勤の教員に適切に業務を引き継いでいただくようお願いする。

労働条件の変更に関する項目

勤務労働条件の変更については必要に応じて適切に対応させていただく。

なお、今回の件については、勤務労働条件の変更には当たらないと考えている。

組合活動に関する項目

適切に対応してまいる。